

電原運第 2025 - 47 号
令和 7 年 6 月 26 日

原子力規制委員会
原 子 力 規 制 庁
緊急事案対策室長 殿

中国電力株式会社
執行役員
電源事業本部部長（原子力管理）
谷浦 亘

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

平素より当社事業運営に関しまして、格別のご指導とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和 6 年 10 月 3 日付けで修正した島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について、中国電力本社の組織再編に伴い、記載の変更が必要となりました。

つきましては、令和 7 年 6 月 26 日以降、次回の計画修正までの期間、添付資料のとおり読み替えにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

以 上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表（1 / 2）

現 行	読み替え後	理由
<p>絡並びに別表1に示す警戒事態の基準又は原災法第10条第1項等の基準に基づく通報又は連絡を行った後の社外関係機関への報告又は連絡について、別図5-1、5-2及び5-3に定める連絡体制を整備しておく。</p> <p>なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別図5-4に定める連絡体制を取る。</p> <p>b. 防災組織の連絡体制 連絡経路は別図3に定めるとおりとする。</p>	<p>絡並びに別表1に示す警戒事態の基準又は原災法第10条第1項等の基準に基づく通報又は連絡を行った後の社外関係機関への報告又は連絡について、別図5-1、5-2及び5-3に定める連絡体制を整備しておく。</p> <p>なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別図5-4に定める連絡体制を取る。</p> <p>b. 防災組織の連絡体制 連絡経路は別図3に定めるとおりとする。</p>	
<p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、又は別表1に示す基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部長（原子力管理）（以下「部長（原子力管理）」という。）に報告する。</p> <p>b. 本社 部長（原子力管理）は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、電源事業本部長及び<u>コンプライアンス推進部門長</u>に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用する。</p> <p>社長が本社における緊急時体制を発令した場合、部長（原子力管理）は、中国電力ネットワーク株式会社社長にその旨を連絡する。</p>	<p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、又は別表1に示す基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部長（原子力管理）（以下「部長（原子力管理）」という。）に報告する。</p> <p>b. 本社 部長（原子力管理）は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、電源事業本部長及び<u>リスク管理部門長</u>に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用する。</p> <p>社長が本社における緊急時体制を発令した場合、部長（原子力管理）は、中国電力ネットワーク株式会社社長にその旨を連絡する。</p>	○組織再編に伴う修正
<p>(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置</p> <p>a. 発電所 (a) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部（以下「本部」という。）を緊急時対策所に設置する。 (b) 本部は、原子力防災組織で構成する。 (c) 原子力防災管理者は、緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）としてその職務を遂行する。</p> <p>b. 本社 (a) 社長は、本社に緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策総本部（以下「総本部」という。）を原子力災害対策室に設置する。 (b) 総本部は、本社原子力防災組織で構成する。 (c) 社長は、緊急時対策総本部長（以下「総本部長」という。）として、その職務を遂行する。</p>	<p>(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置</p> <p>a. 発電所 (a) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部（以下「本部」という。）を緊急時対策所に設置する。 (b) 本部は、原子力防災組織で構成する。 (c) 原子力防災管理者は、緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）としてその職務を遂行する。</p> <p>b. 本社 (a) 社長は、本社に緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策総本部（以下「総本部」という。）を原子力災害対策室に設置する。 (b) 総本部は、本社原子力防災組織で構成する。 (c) 社長は、緊急時対策総本部長（以下「総本部長」という。）として、その職務を遂行する。</p>	

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表 (2 / 2)

現 行	読み替え後	理由
<p>別図7 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（本社）</p> <p>発電所原子力防災管理者</p> <p>①報告 電源事業本部部長 (原子力管理) ← ③発令</p> <p>②報告 社長</p> <p>②報告 電源事業本部長</p> <p>④連絡 ⑤非常招集 コンプライアンス推進部門長</p> <p>統括班長 → 統括班員 放射線班長 → 放射線班員 技術班長 → 技術班員 広報班長 → 広報班員 総務班長 → 総務班員 警備班長 → 警備班員 資材班長 → 資材班員 労務班長 → 労務班員 情報システム班長 → 情報システム班員 支援班長 → 支援班員 支援班長（東京支社） → 支援班員（東京支社） 地域対応班長 → 地域対応班員</p> <p>中国電力ネットワーク(株)社長</p> <p>⑤非常招集 外部電源復旧班長 → 外部電源復旧班員 通信班長 → 通信班員 資材班班長補佐 → 資材班員 地域対応班班長補佐 → 地域対応班員</p>	<p>別図7 緊急時体制発令の伝達及び非常招集連絡経路（本社）</p> <p>発電所原子力防災管理者</p> <p>①報告 電源事業本部部長 (原子力管理) ← ③発令</p> <p>②報告 社長</p> <p>②報告 電源事業本部長</p> <p>④連絡 ⑤非常招集 リスク管理部門長</p> <p>統括班長 → 統括班員 放射線班長 → 放射線班員 技術班長 → 技術班員 広報班長 → 広報班員 総務班長 → 総務班員 警備班長 → 警備班員 資材班長 → 資材班員 労務班長 → 労務班員 情報システム班長 → 情報システム班員 支援班長 → 支援班員 支援班長（東京支社） → 支援班員（東京支社） 地域対応班長 → 地域対応班員</p> <p>中国電力ネットワーク(株)社長</p> <p>⑤非常招集 外部電源復旧班長 → 外部電源復旧班員 通信班長 → 通信班員 資材班班長補佐 → 資材班員 地域対応班班長補佐 → 地域対応班員</p>	<p>○組織再編に伴う修正</p>

以 上